

耕種農家の皆様へ

農地を汚染して食品衛生法上の暫定規制値を超える農作物を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る堆肥を含む肥料・土壌改良資材・培土（以下堆肥等と総称します。）を使いましょう。
注：わら・もみがら等をそのまま施用する場合も含まれます。
- 購入したり譲り受ける場合は、相手にどの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認しましょう。
- 自ら生産した堆肥等を使う際には、使った原料・生産時期・保管場所を確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせ下さい。
- 堆肥等・堆肥等原料又は飼料・飼料原料を販売・譲渡する場合は、生産状況等の情報を適切に提供しましょう。

<肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される放射性セシウムの最大量（暫定許容値）>

1キログラム（製品重量）あたり 400ベクレル

ただし、以下の場合には、農地土壌の汚染を拡大することはないので、暫定許容値にかかわらず、農産物、家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を施用することが出来ます。

- ① 生産した農産物の全部又は一部をその農地に還元する場合
- ② 草地・飼料畑等で生産した飼料を畜産経営に供給し、その畜産経営から入手した家畜排せつ物又は堆肥を、元の草地・飼料畑に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

畜産農家の皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉・卵を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 粗飼料については、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせ下さい。
- 配合飼料については、国産飼料原料を使用したものもありますので、飼料販売業者に確認しましょう。
- 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、飼料その他の飼養管理状況の情報を適切に提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

〔例外〕繁殖牛・育成牛等に給与される粗飼料で、

- ① 当該畜産農家が自給生産したもの
- ② 単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産されたもの

1キログラムあたり3,000ベクレル

- 以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値にかかわらず、家畜排せつ物又は堆肥を施用することが出来ます。
 - ① 自ら飼料を生産する草地・飼料畑等に、自らの経営で生じた家畜排せつ物又は堆肥を還元する場合
 - ② 飼料生産農家から飼料の供給を受け、家畜排せつ物又は堆肥を元の飼料生産農家の草地・飼料畑等に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

肥料・土壌改良資材・培土の製造業者
(堆肥センター等を含む)の皆様へ

〈暫定許容値を超えない肥料等の生産のために〉

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、原料確認を確実にいきましょう。

- 1 今回の原発事故により放射性セシウムに汚染された可能性のある、家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さなどの様々な国産肥料原料由来の堆肥を含む肥料・土壌改良資材・培土が製造されるため、これらを対象にセシウムの暫定許容値を設定しました。

〈肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値〉
400ベクレル/kg (製品重量)

- 2 このため、肥料・土壌改良資材・培土の製造業者の皆様は、
- ① 公表されている国産農畜水産物や雑草・土壌等のモニタリングデータ等を勘案して、
 - ② 原料や製品中のセシウムの含有量の確認方法など具体的な手順を定めて、製造・品質管理を適切かつ確実にを行い、製品が暫定許容値400ベクレル/kgを十分に下回るよう製造管理を行いきましょう。

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の皆様へ

販売先の農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）を販売しましょう。
- 肥料等を購入、販売する際は、その肥料等が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に必ず確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な肥料等は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は、必要に応じて肥料等をシートで覆うなど、肥料等が放射性セシウムに汚染することのないよう十分に注意しましょう。

肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）の販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 肥料等を購入、販売する場合は、その肥料等の放射性セシウムの測定結果や使われた原料や製造方法を尋ね、暫定許容値を下回る肥料等であることを、購入元に必ず確認しましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な肥料等は取り扱わないでください。
- 3 輸送、保管する場合は、
 - ・屋内で保管する、必要に応じシートで覆う、
 - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、肥料等が輸送・保管中にセシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。
- 4 上記の情報を顧客へ情報提供しましょう。

<肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値>
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは
〇〇県〇〇課
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

飼料・飼料原料の集荷業者の皆様へ

販売先の畜産農家が生産する乳・肉・卵が、食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

○集荷する飼料や飼料原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に提供しましょう。

○集荷する飼料・飼料原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせ下さい。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

飼料製造業者の皆様へ

＜暫定許容値を超えない飼料の生産のために＞

- 暫定許容値を下回る飼料を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、有害物質混入防止ガイドラインに則り、確実に工程管理を行いましょ

- 1 輸入飼料原料から生産された配合飼料は、放射性物質に汚染されているリスクは低いと考えられますが、平成23年産の国産農畜水産物に由来する、米ぬか油かす、ふすま、魚粉などの様々な国産飼料原料が流通するため、全ての飼料を対象にセシウムの暫定許容値を設定しました。

＜飼料中の放射性セシウムの暫定許容値＞

	放射性セシウム	
牛・馬・豚・家きん等用飼料	300 Bq/kg以下	濃厚飼料：現物 ^ベ - _ス 粗飼料：水分80%換算
養殖魚用飼料(観賞魚用を除く。)	100 Bq/kg以下	(現物 ^ベ - _ス)

- 2 このため、飼料製造業者の皆様は、有害物質混入防止ガイドラインに則り、
- ① セシウムに関する国産農畜水産物のモニタリングデータ等を勘案して、
 - ② 供給者と需要者間が協議の上、セシウムに関して、明確な飼料の取引規格を定め、
 - ③ 暫定許容値や取引規格を遵守するための製造手順や、原料や製品中のセシウムの含有量の確認などの具体的な手順等を定めて、製造・品質管理を適正かつ確実に行い、
- 給与する段階の飼料が暫定許容値300 Bq/kg(養殖魚用にあつては100 Bq/kg)を十分に下回るよう、工程管理を行いましょ
- (独)農林水産消費安全技術センターにおいては、飼料原料や配合飼料中のセシウムを測定し、その結果を関係事業者へ情報提供しますので、製造・品質管理に活用しましょ
- 3 なお、平成23年産の米、麦を原料とするふすま、米ぬか油かす等の飼料利用を開始する場合は、事前に精米、精麦、米油製造、配合飼料製造等の関係事業者が、協議し、給与する段階の飼料が十分な余裕をもって暫定許容値を下回るようにしましょ
- 4 また、魚粉などの国産農畜水産物に由来するその他の飼料原料についても、同様に農畜水産物の放射性セシウムのモニタリングデータ等を勘案して、関係事業者が協議して工程管理を行いましょ

このことに関するお問い合わせは

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 小原、功刀(クヌギ)

代表：03-3502-8111(内線4546)ダイヤルイン：03-6744-1708

飼料販売業者の皆様へ

販売先の畜産農家や養殖業者が生産する畜水産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけてください。

- 暫定許容値を下回る飼料を販売しましょう。
- 飼料を購入、販売する際は、その飼料が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に必ず確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は、必要に応じて飼料をシートで覆うなど、飼料が放射性セシウムに汚染されることのないよう十分に注意しましょう。

飼料販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 濃厚飼料を購入、販売する場合は、その飼料が有害物質混入防止ガイドラインに則り、セシウムが暫定許容値を超えないように工程管理がなされているであることを、購入元に必ず確認しましょう。
粗飼料を購入、販売する場合は、購入元にその粗飼料の生産地、生産時期、生産方法などを聞いて、暫定許容値を下回っていることを確認しましょう。生産地におけるセシウムの状況は、生産県に問い合わせましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないでください。
- 3 輸送、保管する場合は、
 - ・放射性物質に汚染されたものから遠ざける、
 - ・屋内で保管し、必要に応じシートで覆う、
 - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、飼料が輸送、保管中にセシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。
- 4 有害物質混入防止ガイドラインに則り、輸送及び保管に関する手順を定めましょう。また、輸送、保管を他社に委託する場合は、受託業者において手順が遵守されていることを確認しましょう。

<飼料中の放射性セシウムの暫定許容値>

		放射性セシウム
牛・馬・豚・家きん等用飼料	300 Bq/kg以下	濃厚飼料：現物ベース 粗飼料：水分80%換算
養殖魚用飼料(観賞魚用を除く。)	100 Bq/kg以下	(現物ベース)

※ 有害物質混入防止ガイドラインについては、別添のパフレットを参照してください。また、詳細は、「有害物質混入防止ガイドライン」で検索して、農林水産省のホームページを参照してください。

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/yugai.html>)

このことに関するお問い合わせは
〇〇県〇〇課 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

めん羊・山羊・鹿を飼養している皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- めん羊、山羊、鹿は、牛に比べて放射性物質が体内に移行する割合が大きいので、牛と同じ飼料を与えると、生産される乳や肉が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性が高くなります。
- さらに、牛に比べて、放牧時に牧草の根に近い部分まで採食するので、土に含まれる放射性物質の影響を受けやすくなります。
- このため、厳格な飼養管理が必要です。
 - ①東北・関東では、当面放牧はやめましょう。
 - ②飼料は、放射性セシウム濃度ができるだけ低いものを使いましょう。

<参 考>

放射性セシウムの飼料から畜産物への移行係数（最大値）

	肉	乳
牛	0.096	0.068
羊	1.3	0.32
山羊	1.9	0.33
鹿	2.8※	—

※1試験のみ

同じセシウム濃度の飼料を与えた場合、移行係数の数値が大きい方が、乳や肉中の濃度が高くなります。

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者の 皆様へ

使用する農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に適切に提供しましょう。
- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせください。

<肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値>
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇